

野木町読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)



「キラリと光る読書のまち野木」

令和3年3月

野 木 町

は じ め に

このたび、本町ではすべての町民の皆様の読書活動を総合的かつ計画的に推進するために「野木町読書活動推進計画書」を策定いたしました。

本町では、読書活動が言葉や知識を学び、感性を磨き、表現力や創造力等を育み、人生を充実させるうえで大切な役割を担うものと捉え、地域全体で読書環境を整えることで、町民一人ひとりが豊かな文化の恩恵を受け、心豊かで文化の薫り高い町となることを目指して、平成26年度に「野木町民の読書活動の推進に関する条例」を制定するとともに、「キラリと光る読書のまち野木」を宣言し、全町民の読書活動を推進する「読書のまちづくり」に取り組んでまいりました。

また、平成30年3月には「野木町子ども読書活動推進計画～第3期計画～」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。その結果、家庭及び保育園・幼稚園、小・中学校、町立図書館における子どもの読書活動はより一層充実してきました。

今般、「野木町民の読書活動の推進に関する条例」及び「キラリと光る読書のまち野木宣言」の趣旨を踏まえるとともに、「野木町子ども読書推進計画」と関連付け、「町民一人ひとりが心豊かで生きる喜びにあふれる文化の薫り高い読書のまち」の基本理念のもと、全町民の読書活動を推進する具体的な指針である「野木町読書活動推進計画」が策定されたことは大変喜ばしいことであり、より多くの町民に読書の意義や楽しさが浸透し、地域ぐるみで読書のまちづくりが推進されることを心から期待しております。

今後、本計画に基づき、子どもから大人までそれぞれのライフステージにおいて、いつでも、どこでも、だれもが等しく読書に親しめることができるよう、読書の環境づくりに力を注いでまいりますので、本町の読書活動が更に充実するよう町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたってご協力を賜りました策定委員会の皆様や関係する全ての皆様に、心より感謝申し上げ、ごあいさついたします。

令和3年3月



野木町長 真瀬 宏子

目 次

第1章 計画の策定.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間と今後の見通し	3
第2章 野木町における読書活動の現状と課題	4
1 野木町における読書活動の取り組み	4
2 読書に関するアンケート調査結果	5
3 町立図書館の利用状況等（平成 27 年～令和元年度）	10
4 子どもの読書に関するアンケート調査結果（平成 29 年 12 月）	14
5 アンケート調査等から見た現状と課題.....	17
第3章 施策の展開.....	21
1 計画の基本理念	21
2 計画の基本方針と施策.....	21
【基本方針 1】 町民総ぐるみの読書活動推進	22
【基本方針 2】 町立図書館の適切な運営及び環境の整備	28
【基本方針 3】 読書を通じた協働のまちづくり.....	31
【基本方針 4】 普及啓発、広報活動の推進	34
資 料 編.....	36
1 野木町読書活動推進計画策定委員会設置要綱	36
2 野木町読書活動推進計画策定委員名簿.....	37
3 野木町民の読書活動の推進に関する条例.....	38

関連するSDGs



第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

読書は、人に知識を与えるとともに、想像力や思考力を鍛え、判断力や創造性を培い、個人の自立の基盤をつくるのに大切な役割を果たします。読書活動は、生涯を通して心を育み、人間力を向上させる活動です。コミュニケーションの基本となる言葉を学び、情報を収集し、知性や感性を磨き、表現力・創造力を高め、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことができないものです。

野木町（以下「本町」）においては、平成26年度に「野木町民の読書活動の推進に関する条例」を制定するとともに、「キラリと光る読書のまち野木」を宣言し、「家読」を始め、全町民の読書活動を推進する「読書のまちづくり」に取り組んできました。

また、国や県の動静に基づき、平成20年7月に「野木町子ども読書活動推進計画」を、平成25年3月に「第二期計画」を、平成30年3月には「第三期計画」を策定し、子どもが読書活動を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、子どもの読書活動の推進に努めてまいりました。

このような中、社会環境においては少子化・超高齢化の進行による人口減少、個人の関心やライフスタイルの多様化・複雑化が進み、読書活動を取り巻く状況としても、情報通信技術（ICT）の進展に伴う資料の電子化等の技術活用への対応や、読書離れが深刻化するなど、課題は多岐にわたっています。

また、図書館は町民の読書活動の拠点であるほか、社会の変化に対応した学習機会の提供や地域コミュニティの維持・活性化への貢献といった役割が求められており、SDGs（※）の理念も取り入れながら、今後とも資料・情報を通じた学習機会の提供や、町民生活や地域の課題解決を図るサービスをさらに強化していく必要があるといえます。

こうしたことから、多様化するライフスタイルや、高度化する町民ニーズに柔軟に対応し、町民が生涯にわたり読書活動に親しめるよう、令和3年度を開始とする「野木町読書活動推進計画（第一期）」を策定します。

※SDGs（エス・ディー・ジーズ）Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我国としても積極的に取り組んでいます。

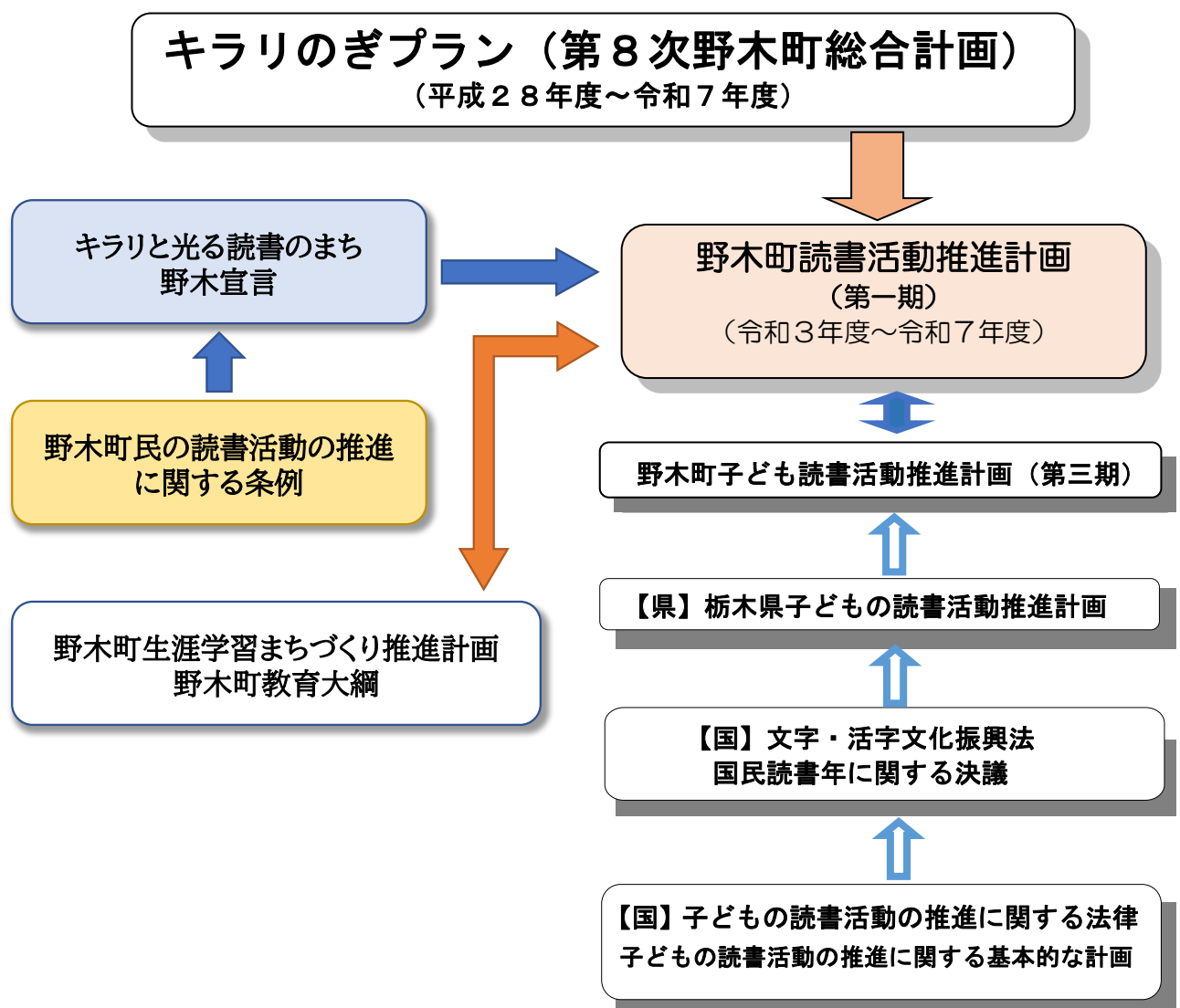
第1章 計画の策定

2 計画の位置付け

本町では、これまで子どもの読書活動の推進に関する施策について、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づく「野木町子ども読書活動推進計画（第三期）」（平成30年3月）をもとに実施してきました。

本計画書は、「キラリのぎプラン（第8次野木町総合計画）」を上位計画として、「野木町子ども読書活動推進計画（第三期）」の内容を踏まえた上で、「野木町民の読書活動の推進に関する条例」第3条の規定（資料編参照）に基づき、子どもから高齢者まですべての町民の読書活動を推進するため策定します。

また、野木町生涯学習まちづくり推進計画との整合性を持たせ、「読書のまち野木」を目指していきます。

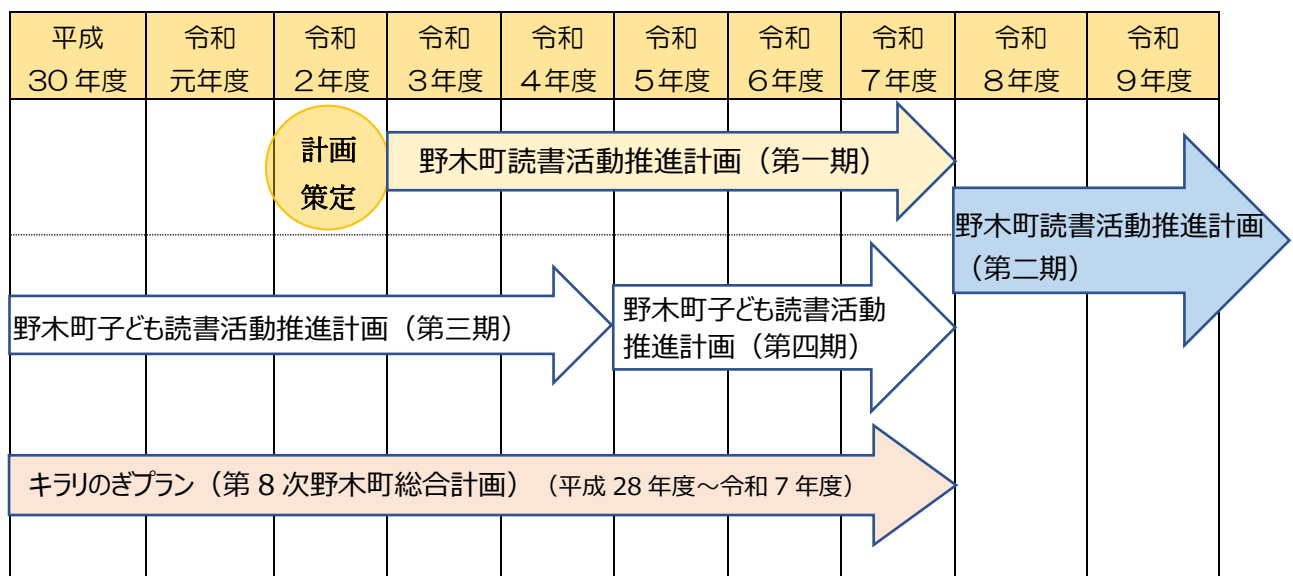


3 計画の期間と今後の見通し

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

野木町子ども読書活動推進計画（第三期）は令和4年度末に計画期間が終了し、令和5年度から第四期計画が開始しますが、期間は3年間とし、野木町読書活動推進計画（第一期）の終了に合わせ、令和8年度から野木町読書活動推進計画（第二期）として一本化を図り、ライフステージ全般に渡る総合的な計画として策定していきます。



野木町立図書館



第2章 野木町における読書活動の現状と課題

1 野木町における読書活動の取り組み

読書活動を推進するためには、子どもから大人までのそれぞれのライフステージにおいて、いつでも・どこでも・だれもが等しく読書活動に親しむことができるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、地域ぐるみで読書のまちづくりを進める必要があります。

本町においては、読書活動が人生を充実させる上で大切な役割を担うものと捉え、町、学校、幼稚園・保育園、家庭など地域全体で読書環境を整え、町民一人ひとりが心豊かで生きる喜びにあふれる「文化の薫り高い読書のまち」を目指し、平成26年度に「野木町民の読書活動の推進に関する条例」を制定するとともに、「キラリと光る読書のまち野木」を宣言し、町立図書館を中心に、地域ぐるみで読書の町づくりを進めております。

なお、子どもの読書活動に関しては、平成19年4月に町立図書館が「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣賞を受賞するなど、町立図書館を中心に活発な活動を展開してきました。その後も「野木町子ども読書活動推進計画」に基づき、さらなる充実を目指し活動を推進しております。

キラリと光る読書のまち野木宣言

わたしたちは、心豊かで、文化の薫り高いまちをめざして、ここに
「キラリと光る読書のまち野木」を宣言します。

📖 わたしたちは 家族の絆が深まる^{うちどく}家読に取り組みます。

📖 わたしたちは いつでも本に親しむ^{あさどく}朝読・^{よるどく}灯読・^{うどく}雨読に取り組みます。

📖 わたしたちは 気軽に楽しむ^{らくどく}楽読に取り組みます。

- ・「家読(うちどく)」とは、家族で読書をすることです。
読書を通して家族の絆を深めようとするものです。
- ・「朝読(あさどく)」とは、学校等で始業前に読書をすることです。
子どもたちに読書を習慣づけようとするものです。
- ・「灯読(よるどく)」とは、昼耕夜読のことです。
昼間は勤労等に励み、夜は灯りの下で読書をすることです。
- ・「雨読(うどく)」とは、晴耕雨読のことです。
晴れた日には勤労等に励み、雨の日には家で読書をすることです。
- ・「楽読(らくどく)」とは、小説や詩、エッセイ等を、気軽に楽しむ読書をすることです。

2 読書に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

本町では、平成 26 年度に「キラリと光る読書のまち野木」を宣言し、読書活動の推進に取り組んできました。そして、平成 30 年 3 月には「野木町子ども読書活動推進計画（第三期）」を策定しましたが、今回新たに「野木町読書活動推進計画（第一期）」（令和 3 年度～令和 7 年度）を策定することとし、令和 3 年 3 月の計画策定に向け、重要な基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

「町民の生涯学習に関するアンケート調査」として「野木町生涯学習まちづくり推進計画」策定のための基礎調査と同時に実施しました。

①調査の実施期間

令和 2 年 9 月 7 日～令和 2 年 9 月 25 日

②実施方法

郵送による発送、回収

③調査対象者及び回収率等

対象者	実施件数	回収数	有効数	有効率
町内に在住の 20 歳以上の方の中から無作為に抽出	2,400	1,148	1,148	47.8%

(3) 調査結果の概要

回答して頂いた方は、以下のとおりです。

【性別】

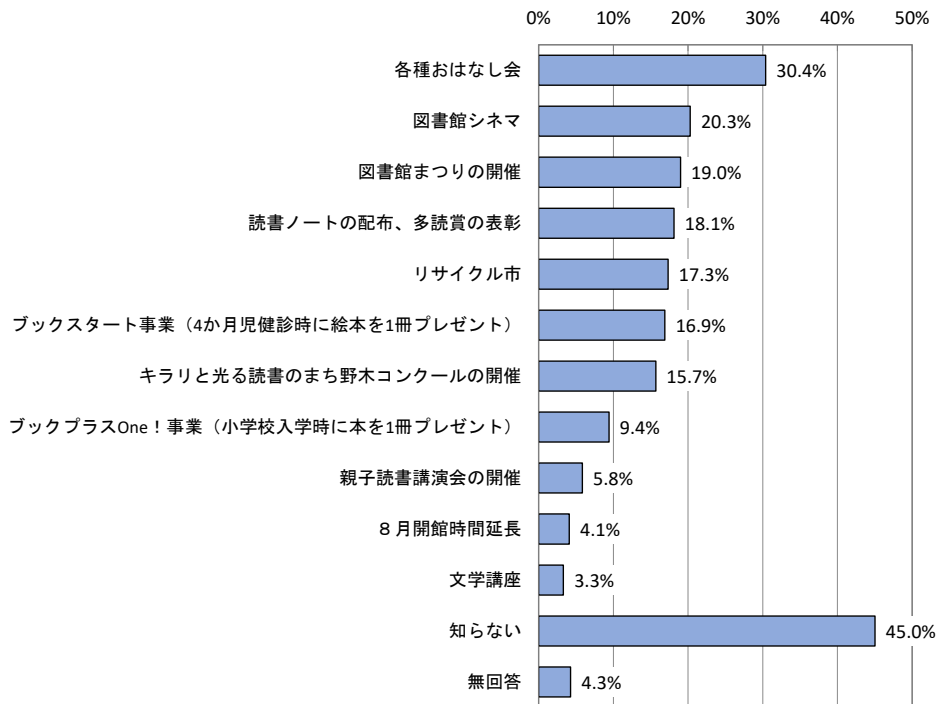
	人数	構成比
男性	519	45.2%
女性	615	53.6%
無回答	14	1.2%
合計	1,148	100.0%

【年齢】

	人数	構成比
20～29歳	127	11.1%
30～39歳	135	11.8%
40～49歳	147	12.8%
50～59歳	181	15.8%
60～69歳	226	19.6%
70～79歳	254	22.1%
80歳以上	67	5.8%
無回答	11	1.0%
合計	1,148	100.0%

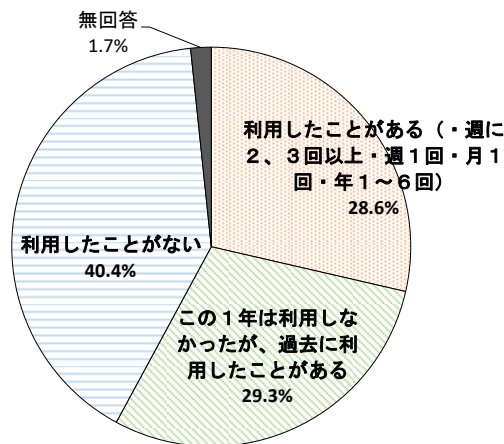
第2章 野木町における読書活動の現状と課題

- ① 野木町は平成 26 年 11 月に「キラリと光る読書のまち野木」を宣言しましたが、主な取り組みで知っているものは何ですか。（問 23）〔複数回答〕



※45%の方が「知らない」と回答されています。今後、町民に対する一層の広報活動の工夫・充実が望まれます。

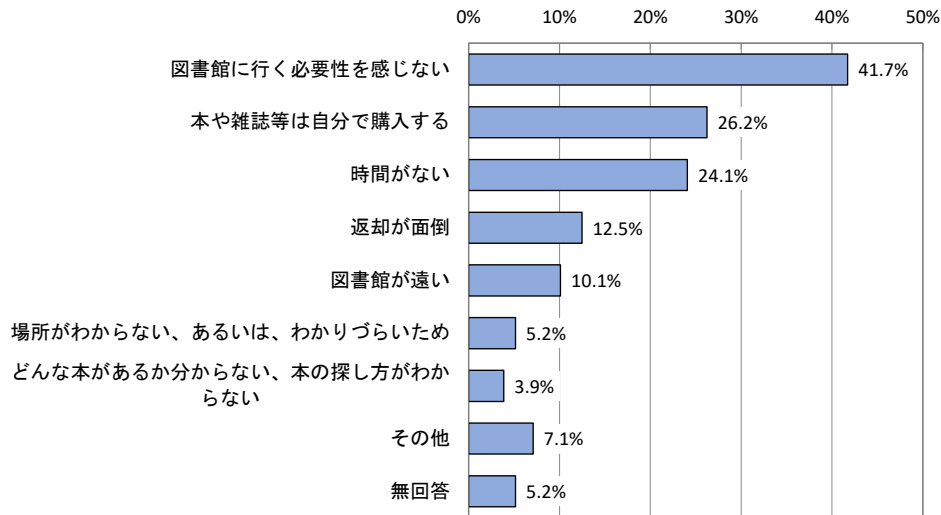
- ② 最近 1 年間で野木町立図書館を利用したことがありますか？（問 24）



※調査期間が令和 2 年 9 月のため、新型コロナウイルス感染拡大が大きく影響していると思われますが、この 1 年間においては約 7 割の方が図書館を利用していません。

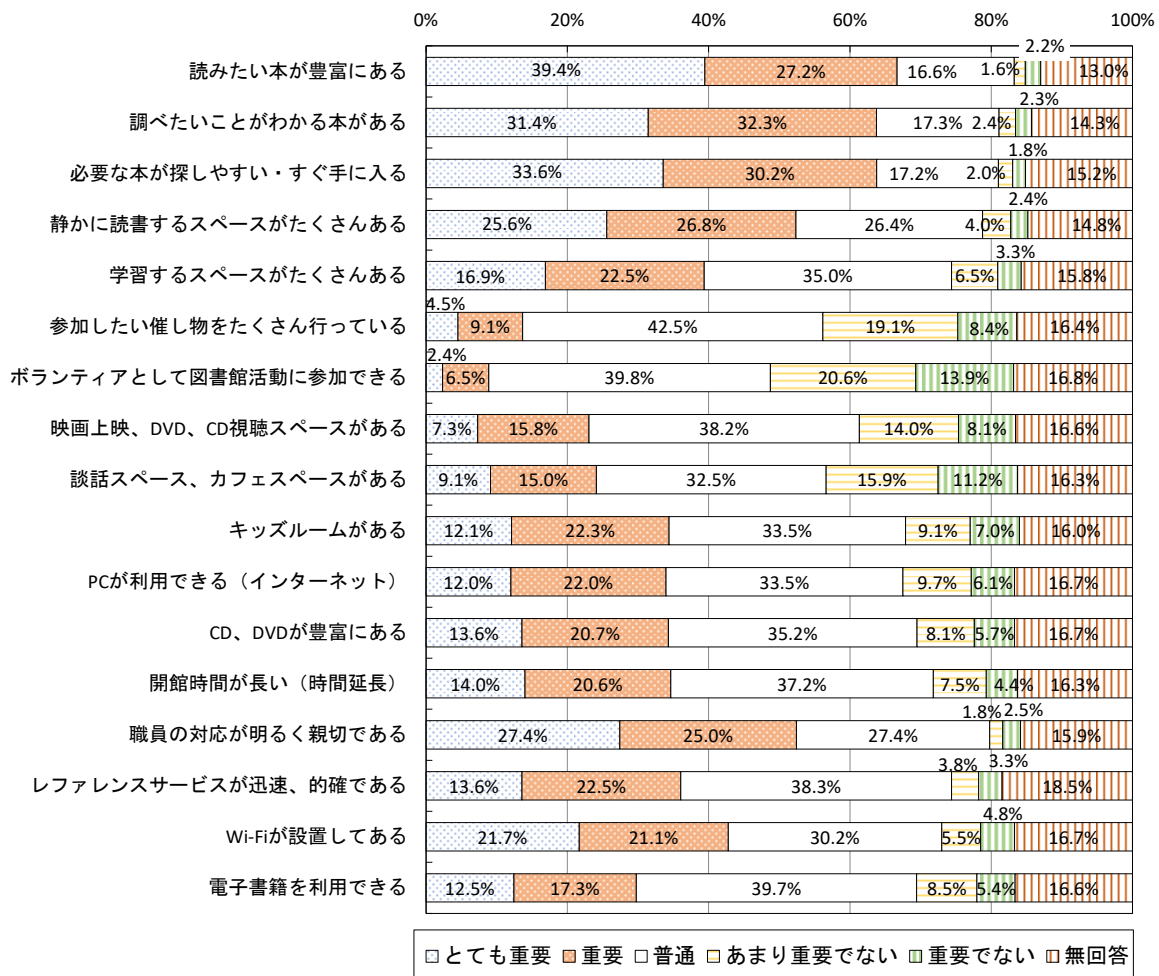
第2章 野木町における読書活動の現状と課題

③ 図書館を利用しない理由について。(問 25) [複数回答]



※「図書館に行く必要性を感じない」が最も多くなっています。あらためて読書の楽しさや意義についての啓発や、図書館の持つ魅力についてのPRが必要となっています。

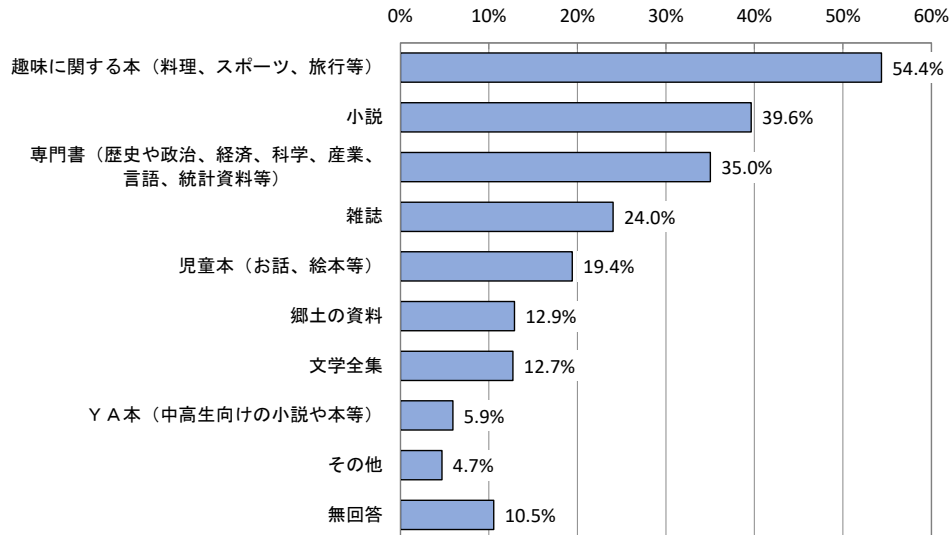
④ あなたが図書館に望むことは何ですか。(問 27-1)



※町民の要望に応えるためには、要求する本が豊富にあることが最も重要ですが、静かに学習や読書をするスペースも重要な要素となっています。

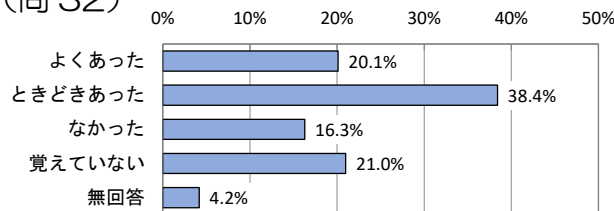
第2章 野木町における読書活動の現状と課題

⑤ あなたが図書館で充実させて欲しい本は何ですか。（問 28）〔複数回答〕

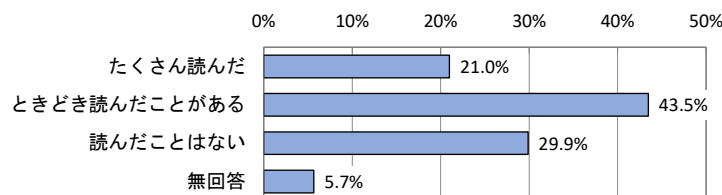


※上記の結果は今後の選書等において、参考としていきます。

⑥ あなたは子どもの頃、家族から本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？（問 32）

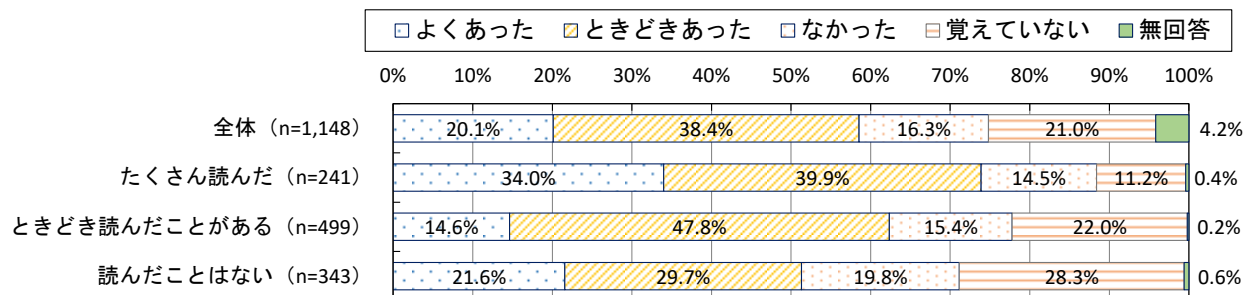


⑦ あなたは、子ども（不特定多数を含む）のために本を読んだことがありますか？（問 34）



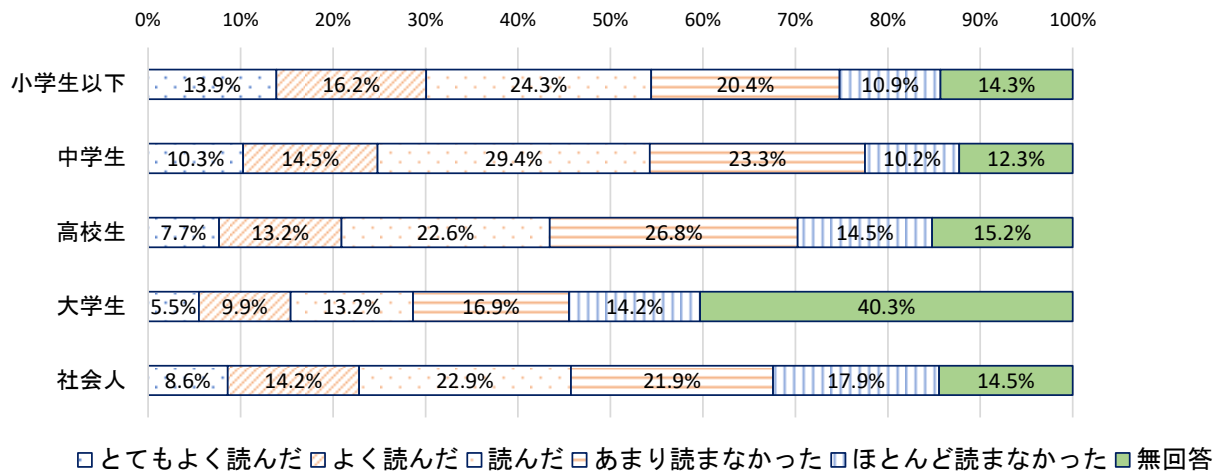
⑧ 子どもの頃、家族から本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがある方の子どもの読み聞かせの状況。

子どもの頃、家族から本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？



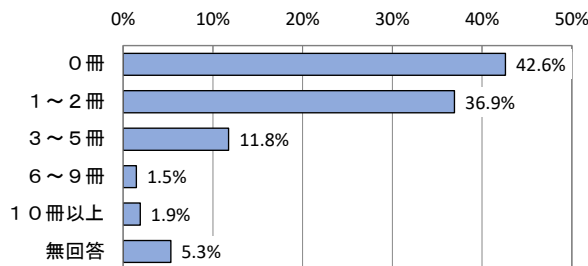
※子どもの頃に家族から読み聞かせを多く受けた方ほど、大人になってから子どもに読み聞かせを行うことが多いのが見て取れます。

⑨ あなたはいつ頃よく本を読んでいたか？（問 33）



※「とてもよく読んだ」と「よく読んだ」は、小学生以下のときに最も高く、中学生、高校生、大学生と年齢が上がるにつれその割合は低くなっています。

⑩ あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか？（雑誌、マンガは除く）（問 29）



※⑨の「小学生以下のときの読書習慣」と⑩の「現在の読書習慣」との関連をみると、小学生以下のときに「とてもよく読んだ」と「よく読んだ」を合わせた 345 人中、現在 1 か月に 1 冊以上本を読むと回答した方は、219 人（63.5%）となっています。

一方、「あまり読まなかった」と「ほとんど読まなかった」を合わせた 359 人については、172 人（47.9%）となっています。このことから、幼少期の読書習慣が、成人後の読書習慣に大きく影響することが見て取れます。

<⑨の小学生以下の人数>

項目(度数)	とてもよく読んだ	よく読んだ	読んだ	あまり読まなかった	ほとんど読まなかった	無回答	合計
小学生以下	159	186	279	234	125	165	1,148

第2章 野木町における読書活動の現状と課題

3 町立図書館の利用状況等（平成27年～令和元年度）

読書の機会の充実を図るため、図書館では子どもから大人まで読書に親しめるよう、市民のニーズを把握しながら蔵書の充実や、利用促進のためのサービスの充実に努めています。図書館では多様化する市民のニーズや学習ニーズに応えられるよう、図書に限らず新聞・雑誌やCD・DVDなどの視聴覚資料など多様な資料を豊富に収集し、こうした資料を市民に効果的、効率的に提供できるようなサービスを充実させています。

また、読書の楽しさや大切さを伝え、本に出合える環境の充実を図るとともに、図書館を核として学校や地域のサークル、ボランティア等と協働し、多様な読書機会の充実と市民が読書に親しめる環境の推進を図っています。

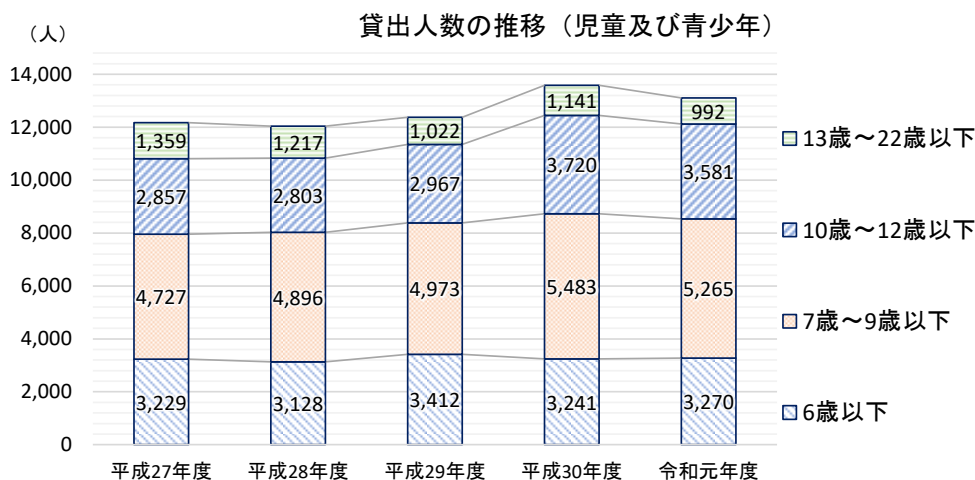
（1）年齢別の利用状況（貸出し人数の推移）

（人）

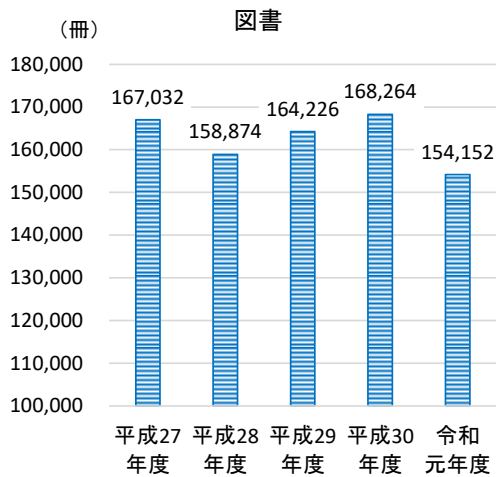
年齢（歳）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
6歳以下	3,229	3,128	3,412	3,241	3,270
7歳～9歳以下	4,727	4,896	4,973	5,483	5,265
10歳～12歳以下	2,857	2,803	2,967	3,720	3,581
13歳～15歳以下	567	493	376	471	515
16歳～18歳以下	309	276	245	330	200
19歳～22歳以下	483	448	401	340	277
23歳～29歳以下	1,377	1,171	1,344	1,035	913
30歳～39歳以下	4,910	4,542	4,574	4,436	4,263
40歳～49歳以下	5,128	4,956	4,712	4,731	4,249
50歳～59歳以下	6,555	5,331	4,898	3,957	3,681
60歳～69歳以下	13,693	13,712	13,864	14,075	12,495
70歳以上	6,012	6,282	7,545	9,017	9,396
合計	49,847	48,038	49,311	50,836	48,105

※移動図書館も含みます。

◆令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、総じて減少傾向にありますが、ここ数年を見ると、小学生以下の児童においては増加傾向にあります。また70歳以上の高齢者の方の増加が見られます。一方で、13～22歳の青少年層の利用が極めて少ないため、何らかの対策を講じる必要があります。

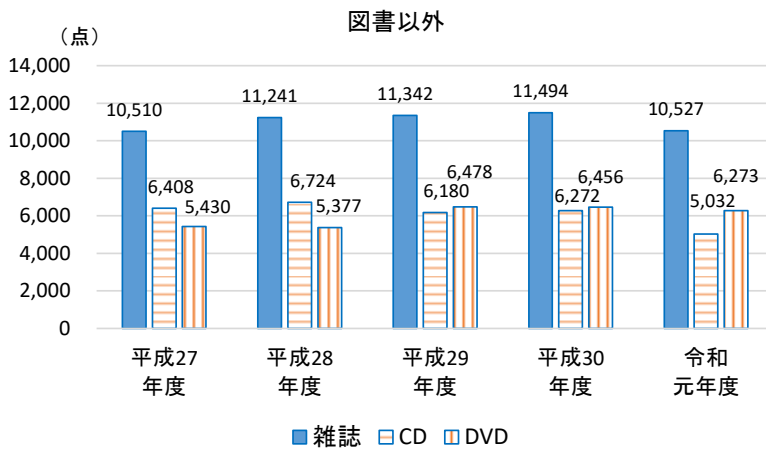


(2) 貸出数の推移

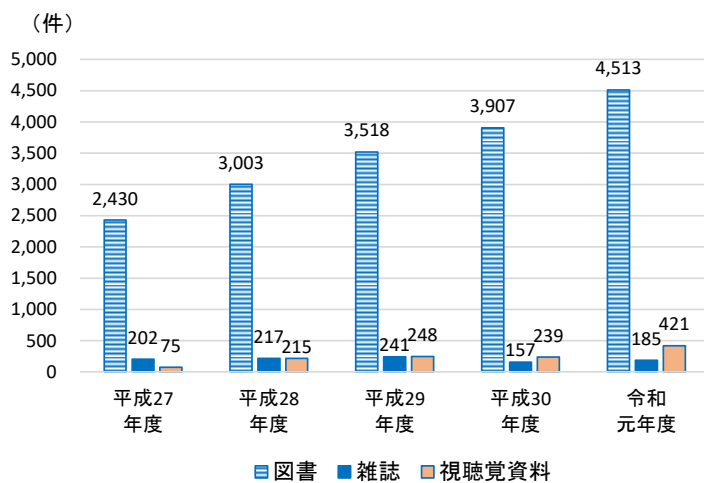


◆令和元年度においては、利用人数の減少に応じて減少傾向となっています。

※移動図書館は含めていますが、団体への貸出点数は除いています。



(3) インターネット予約件数 (WebOPAC) の状況

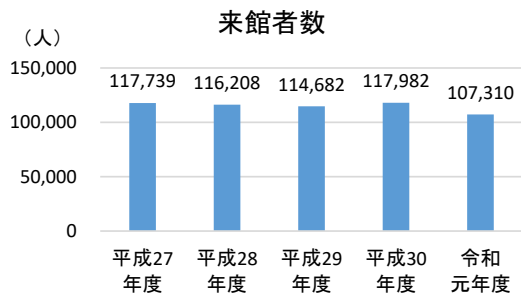


◆インターネットによる予約件数が、年々増加しています。

※視聴覚資料
・ CD、DVD、VHS、カセット

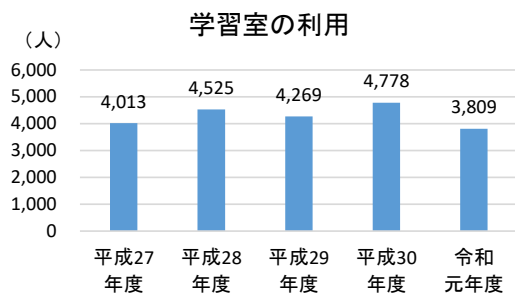
第2章 野木町における読書活動の現状と課題

(4) 来館者数の推移



◆近年は横ばいで推移しておりますが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和元年度の来館者数は減少しています。

(5) 学習室等の利用状況



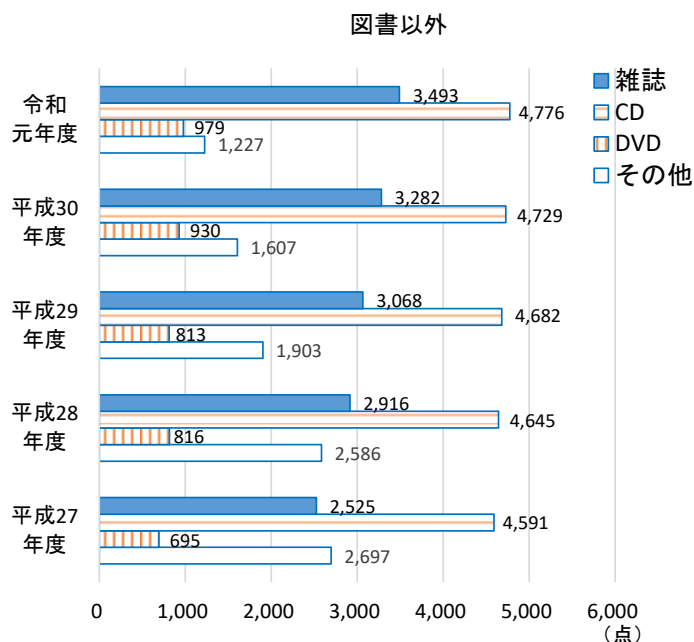
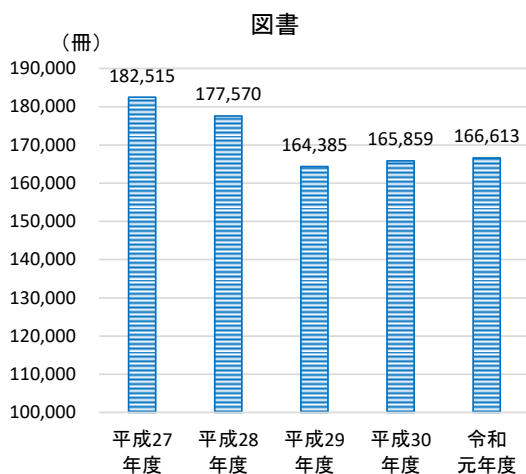
◆利用者の大多数は学生であり、自習や試験勉強が目的とみられ、特に試験期間前の休日には、多くの方が学習室を利用されます。

(6) 図書館の蔵書状況

(冊)

分類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
図書	182,515	177,570	164,385	165,859	166,613
雑誌	2,525	2,916	3,068	3,282	3,493
CD	4,591	4,645	4,682	4,729	4,776
DVD	695	816	813	930	979
その他	2,697	2,586	1,903	1,607	1,227
合計	193,023	188,533	174,851	176,407	177,088

※その他
・VHS、カセット、LD、布絵本



第2章 野木町における読書活動の現状と課題

(7) 町立図書館の施設等

ホームページ



カウンター



一般書架



郷土資料コーナー



ヤングアダルトコーナー



児童書架



赤ちゃん絵本コーナー



布絵本コーナー



視聴覚コーナー



学習室



レファレンス室



移動図書館「ひまわり号」



野木駅ブックポスト



第2章 野木町における読書活動の現状と課題

4 子どもの読書に関するアンケート調査結果（平成29年12月）

～「野木町子ども読書活動推進計画」（第三期）より抜粋～

【児童生徒への質問】

（1）あなたは、一日にどのくらいの時間、本を読みますか。（％）

	小学生			中学生		
	H20.4	H24.10	H29.12	H20.4	H24.10	H29.12
①30分以下	34.6	36.8	41.0	25.5	48.8	33.0
②30分～1時間くらい	35.9	42.0	33.2	31.0	34.5	37.5
③1時間～1時間30分くらい	3.7	9.1	5.5	6.5	5.9	8.5
④1時間30分～2時間くらい	4.0	4.0	1.2	0.4	3.6	0.6
⑤2時間以上	5.3	7.4	6.9	1.3	3.6	9.7
⑥ほとんど読まない	16.5			35.3		
無回答		0.7	12.2		3.6	10.8

☆小学生、中学生とも読書時間、30分以下及び30分から1時間くらいの児童・生徒が大多数ではありますが、中学生では、2時間以上読書する生徒が増加しています。

（2）あなたは、1か月にどのくらい本を読みますか。（％）

	小学生			中学生		
	H20.4	H24.10	H29.12	H20.4	H24.10	H29.12
①1～2冊	18.8	10.4	14.3	38.1	45.2	37.5
②3～4冊	22.5	25.7	27.5	40.7	29.8	27.8
③5～7冊	21.4	19.7	20.8	12.6	9.5	15.9
④8～10冊	12.1	15.6	13.9	2.2	2.4	4.6
⑤11冊以上	19.3	26.9	16.6	1.7	8.3	7.4
⑥ほとんど読まない	5.9	1.7	6.9	4.7	4.8	6.8

☆小学生では、4年前に比べて月に1～6冊本を読む児童が増加していますが、8冊以上本を読む児童は減少しています。

☆中学生は、1か月に1～4冊本を読む生徒は減少していますが、5～10冊本を読む生徒は大幅に増加しています。

（3）あなたは、「家読（うちどく）」をしたことがありますか。（％）

	小学生			中学生		
	H20.4	H24.10	H29.12	H20.4	H24.10	H29.12
①よくする		11.4	16.6		7.2	4.6
②たまにする		18.5	29.3		9.5	14.2
③したことがある		19.0	33.7		20.2	22.7
④ない		51.1	20.3		63.1	58.5

☆小学生は「よくする」「たまにする」「したことがある」を合わせて8割近くが家読（うちどく）をしたことがありました。また、中学生でも4割の生徒がしたことがありました。

第2章 野木町における読書活動の現状と課題

(4) 図書館を利用したことがありますか。 (%)

	小学生			中学生		
	H20. 4	H24. 10	H29. 12	H20. 4	H24. 10	H29. 12
①はい	90. 5	94. 6	90. 1	89. 6	81. 5	84. 1
②いいえ	9. 5	5. 2	6. 7	10. 4	17. 9	15. 9
無回答		0. 2	3. 2		0. 6	0. 0

☆全体的な傾向については、あまり変化は見られませんでした。

(5) あなたが今までに読んでみたいと思った本は、どんなきっかけで知りましたか。
(2つまで) (%)

	小学生			中学生		
	H20. 4	H24. 10	H29. 12	H20. 4	H24. 10	H29. 12
①学校の図書館で見かけた	21. 2	16. 5	20. 3	2. 9	9. 8	10. 2
②町の図書館で見かけた	18. 8	18. 6	13. 9	2. 7	2. 7	4. 6
③本屋で見かけた	25. 7	23. 0	17. 1	39. 0	35. 7	31. 8
④友達に教えてもらった	10. 8	11. 1	12. 8	21. 9	13. 4	16. 2
⑤先生にすすめられた	1. 9	1. 6	1. 7	0. 0	0. 6	0. 6
⑥親にすすめられた	3. 3	5. 3	4. 3	4. 8	3. 9	3. 1
⑦新聞・雑誌で見かけた	2. 2	1. 9	1. 6	8. 3	4. 2	2. 8
⑧映画で知った	6. 5	4. 2	5. 8	6. 8	8. 3	10. 5
⑨テレビ・ラジオで知った	5. 3	5. 6	4. 7	9. 5	7. 4	5. 4
⑩その他	4. 3	7. 9	7. 3	4. 1	5. 4	4. 3
無回答		4. 3	10. 6		8. 6	10. 5

☆小学生は「学校の図書館で見かけた」が4年前より増加しており最多です。中学生では、4年前と同様、「本屋で見かけた」が最多です。小学生、中学生ともに「友達に教えてもらった」「映画で知った」が増加しています。



第2章 野木町における読書活動の現状と課題

(6) あなたは、どんな学校図書館がいいと思いますか。(2つまで) (%)

	小学生			中学生		
	H20.4	H24.10	H29.12	H20.4	H24.10	H29.12
①面白い本を教えてくれる	18.8	14.0	17.3	19.8	13.4	12.5
②いつでも本のことを教えてくれる人がある	5.4	5.1	8.0	2.2	3.3	4.83
③自分の読みたい本が置いてある	33.6	27.5	26.8	42.1	33.9	32.95
④調べものや勉強に役立つ本が置いてある	16.1	9.9	11.2	13.2	7.7	7.7
⑤おはなし会が行われている	2.3	1.9	1.3	0.0	0.3	0.6
⑥楽しい行事を行っている	4.2	4.2	4.7	7.8	3.9	3.4
⑦学校が休みでも図書館は開いている	13.8	10.2	8.8	7.6	8.0	7.1
⑧本を読んだり、調べたりする机がたくさんある	4.8	4.9	4.0	5.1	6.3	8.0
⑨パソコンが使える		14.3	11.6		13.4	12.2
⑩その他	1.0	3.6	3.1	2.2	2.4	1.7
無回答		4.4	3.2		7.4	9.1

☆小学生、中学生とも平成20年と比べて傾向は大体同じです。

【保護者への質問】

(1) 今の子どもは「読書離れ」が進んでいると言われていますが

あなたは、その理由は何だと思われますか。(3つまで) (%)

	保護者		
	H20.4	H24.10	H29.12
①勉強や塾	9.0	9.1	10.6
②習い事や趣味	(9.0)	9.8	10.3
③学校のクラブや部活動	2.9	4.5	4.4
④ゲーム	74.5	27.1	26.3
⑤テレビ・DVDなど	(74.5)	22.7	23.2
⑥携帯電話・メール		8.2	14.1
⑦マンガ、雑誌	4.5	9.4	4.2
⑧家の手伝い		0.3	0.1
⑨その他	4.7	3.2	1.6
無回答		5.7	5.2

☆前回と比較して、「携帯電話・メール」が5.9%増加しており、「ゲーム」や「テレビ・DVDなど」と合わせると、全体の63.6%となっています。

5 アンケート調査等から見た現状と課題

(1) 家庭における読書活動の現状と課題

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものです。特に、乳幼児期において、保護者が子どもと一対一で向き合い、本を繰り返し読んであげることが、子どもが保護者の愛情を感じながら読書の楽しさに触れる第一歩です。また、学童期においては、保護者自身が読書に親しむなど保護者の読書に対する姿勢や子どもへの働きかけが、その後の子どもの読書活動に大きく影響するなど、家庭は子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で、重要な役割を担っています。

【現状】

アンケート調査結果では、65%が子どものために本を読んだことがあり、これからも読んであげたいと思っている方は55%ほどとなっています。

また、子どもの頃に家族から読み聞かせを多く受けた方ほど、大きくなってから子どもに読み聞かせを行うことが多いということや、小学生以下のときに本をよく読んだ人ほど、現在本を多く読んでいるという結果が明らかになっており、幼少期の読書習慣が、成人後の読書習慣に大きく影響することが調査結果から見て取れます。

なお、平成29年度に行った、子どもの読書に関するアンケート調査結果によると、「家読をしたことはありますか」という問に対して、小学生では80%近くが、中学生でも40%以上が「よくする」、「たまにする」、「したことがある」と答えており、「読書のまち野木」宣言以前と比べると、特に小学生の増加が顕著に現れています。

しかし、その一方でパソコンやスマートフォン等の普及をはじめ、子どもを取り巻く家庭内での生活環境の変化が、子どもの「読書離れ」の要因の一つになっていると考えられます。

【課題】

家庭における読書活動を推進し、読書好きの子どもを育てていくためには、保護者が読書活動の意義を理解し、家庭で子どもに読み聞かせなどを継続して行うとともに、保護者自身が読書に親しみ、子どもの読書に対する興味や関心が、自然に高まるような環境づくりが大切です。したがって、関係機関が連携を図り、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、「家読」の楽しさや意義について様々な機会を通して啓発・支援することが重要です。

また、今回のアンケート調査によると、「あなたは1か月に何冊くらい本を読みますか」の問に対し、43%の方が0冊と回答しています。読書を通して豊かな人生が送れるよう「灯読」や「雨読」、「楽読」の意義についての周知・広報を様々な場面で展開し、家庭における大人の読書活動を推進していくことが必要です。

第2章 野木町における読書活動の現状と課題

(2) 学校における読書活動の現状と課題

学校図書館は、「読書センター」として児童・生徒にとって読書を楽しむことができる身近な場所であるとともに、「学習情報センター」として児童・生徒の課題解決的な学習、探求的な学習等の充実に寄与する機能を併せ持った、学校教育にとって欠くことのできない施設です。また、学校図書館は、専門的職員である学校司書と司書教諭の役割が重要であり、図書資料の充実はもちろんのこと、専門的な知識と技能を身に付けなければなりません。

【現状】

すべての学校で全校一斉の読書の時間を設け、読書習慣を身につけるために「朝の読書」に取り組んでいます。また、課題図書の推薦や読書カードの利用、図書館だよりを発行するなど、児童・生徒の読書意欲を喚起し、読書習慣を身につけるための継続的な働きかけを行っています。

また、平成 29 年度より、学校図書館司書が町内全ての小中学校に専任として配置され、児童・生徒の読書活動や学習活動を支援したり、図書資料の収集・保存等を進めております。

平成 29 年度に行った、子ども読書に関するアンケートによると、「読んでみたいと思った本は、どんなきっかけで知りましたか」という問いに対して、小学生は「学校の図書館で見かけた」の回答が約 20%で最多でしたが、中学生は約 10%で4 番目でした。このことから、町立図書館と同様に、学齢が上がるほど学校図書館との関わりが減る傾向が見られます。

また、「どんな学校図書館がいいと思いますか」という問いに対しては、「自分の読みたい本がおいてある」が小・中学生ともに多く、小学生は約 27%、中学生は約 33%でした。

【課題】

学校司書と司書教諭は児童・生徒の興味・関心を把握し、それに応じた選書や町立図書館から団体貸出の際に借りる図書の見直しなどを行い、図書資料の充実を図る必要があります。

また、子どもの読書活動を推進するためには、学校司書と司書教諭を中心に職員間の連携や情報の共有化を図るとともに、組織的、計画的、継続的な読書活動推進体制を整えることが極めて重要です。

(3) 町立図書館における読書活動の現状と課題

「野木町の読書活動の推進や、図書館全般に関して、ご意見やご要望など（自由意見）」によると、「キラリと光る読書のまち野木」と謳っているのに関わらず、町に本屋さんが1軒もないと言った意見が多数ありました。地域の小さな本屋さんが全国的に消滅していく中、本町においても唯一の書店が撤退し、読書推進活動の拠点となる町立図書館の存在は、今後一層の重要性を増してきています。

【現状】

現在、町立図書館では「野木町民の読書活動の推進に関する条例」及び「キラリと光る読書のまち野木宣言」に基づき、小・中学校や関係機関と連携し、町民のニーズに応えられるよう図書館資料の整備・充実、利用促進のための情報発信やイベントの開催など、地域全体における読書活動を推進しています。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、令和2年4月20日より同年6月1日まで臨時休館とし、その後も各種イベントの中止や、滞在時間の制限、学習室の利用制限等の措置を講じています。その影響として今回のアンケート調査で、最近1年以内の町立図書館の利用について、約7割の方が利用していないという結果が出ています。

【課題】

今回、同時に行った本町の「生涯学習まちづくり推進」に関するアンケートでは、町内の施設で最も利用した施設として町立図書館（44.1%）が1位に挙がっています。但し、どのような機会学習活動をしましたかの設問に関しては、「カルチャーセンターやスポーツクラブなどの講座や教室」（37.5%）、「公民館の講座や教室」（36.1%）に比べ、「図書館の講座や教室」は6.5%と最下位となっています。

今後、町立図書館には子どもやその保護者だけでなく、児童から高齢者まで幅広く参加できるような講座や教室の開催など、生涯学習の拠点としての役割が求められます。

また、施設・設備の老朽化による様々な問題もあり、前述の「野木町の読書活動の推進や、図書館全般に関して、ご意見やご要望など（自由意見）」によると、「照明が暗く入りにくい」、「文字が読みにくい」と言った意見もありました。書架の配置変更や照明のLED化などの施設・設備の整備に加え、読書バリアフリー法（※）に対応した視覚障害者等向けの読書環境の整備を計画的に推進することも必要となっています。

※読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（令和元年6月に成立及び施行）

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

第2章 野木町における読書活動の現状と課題

（４）地域における読書活動の現状と課題

地域における読書活動を推進するためには、いつでも身近なところに本があり、楽しく読書活動ができる環境を整備することが大切です。特に地域の公共施設として、公民館は多様な学習の機会や集会の場、町民の学習ニーズに応える地域に密着した場であるとともに、子どもから大人まで気軽に集える社会教育施設であり、児童館・児童センターは児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設です。これらの施設は町民にとって最も身近な学習拠点であり、活動・交流の場であることから、町立図書館と連携を図り、魅力のある図書資料を揃えるなど図書コーナーを充実させ、町民にとって身近な読書活動の場になることが望まれます。

保育園・幼稚園は、多くの子どもたちが家庭から離れて初めて体験する集団の場です。この時期に絵本に触れることにより視野が広がり、言葉を習得し、伝え合う喜びを知ることができます。また、読み聞かせや紙芝居などを体験し絵本にふれあうことは、幼児の成長過程における情操教育面や、その後の子どもの読書活動に与える影響面においても極めて重要であるといえます。

【現状】

地域における読書活動推進は、町立図書館での各種イベントや、小学校、児童館・児童センター等における読み聞かせなど、ボランティアと連携を図り活発に行われており、保育園・幼稚園においても、絵本コーナーや読み聞かせの充実を図るとともに、町立図書館と連携し、図書館見学の機会を設けるなど、積極的に取り組んでいます。

しかし、町公共施設等における町民の読書活動は十分とはいえません。

【課題】

町立図書館での各種イベントや、小学校、児童館における読み聞かせなど、多くのボランティアが熱心に活動し、地域の読書活動推進に大きく貢献していますが、町民にその活動を周知し、より多くのボランティアを募るとともに、継続的に講座等を開催し、ボランティアの資質向上を図り、さらにボランティア活動を充実させていくことが望まれます。

また、保育園・幼稚園についても、園児に対して読書への興味・関心を高めるとともに、保護者に対して細やかな情報提供を行い、子どもの暮らしの中に読書を根付かせることの意義についてくり返し啓発していく事が望まれます。

その他、読書は子どもから高齢者まで年齢に関わりなく、生涯にわたって楽しみかつ学ぶことができることから、生涯学習の視点からも重要な役割を担っており、町公共施設において、読書コーナーを充実させるとともに、「家読」、「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及・啓発を図り、大人に対する読書活動を推進することが重要であるといえます。

第3章 施策の展開

1 計画の基本理念

**町民一人ひとりが心豊かで生きる喜びにあふれる
「文化の薫り高い読書のまち」**

2 計画の基本方針と施策

「野木町民の読書活動の推進に関する条例」及び「キラリと光る読書のまち野木宣言」の趣旨を踏まえるとともに「野木町子ども読書活動推進計画（第三期）」と関連付け、計画の基本理念のもと、以下4つの基本方針と12の施策で全町民の読書活動を推進していきます。

また、次期計画の「野木町読書活動推進計画（第二期）」策定時に、野木町読書活動推進計画策定委員会において、本計画で挙げた施策等の進捗状況及び評価を行い、次期計画へ反映します。

基本方針1 町民総ぐるみの読書活動推進

- 1 家庭における読書活動の推進（施策1）
- 2 学校における読書活動の推進（施策2）
- 3 町立図書館における読書活動の推進（施策3）
- 4 地域における読書活動の推進（施策4）

基本方針2 町立図書館の適切な運営及び環境の整備

- 1 町民のニーズに応える管理運営体制の構築（施策5）
- 2 図書館施設・設備の整備（施策6）
- 3 図書館資料の充実（施策7）

基本方針3 読書を通じた協働のまちづくり

- 1 町民の図書館運営への参画（施策8）
- 2 町民の自主的なサークル活動等への支援（施策9）
- 3 郷土資料の充実等による郷土愛の醸成（施策10）

基本方針4 普及啓発、広報活動の推進

- 1 普及啓発、広報活動の推進（施策11）
- 2 読書への関心を高める展示、講座、教室、講演会の実施（施策12）

【基本方針1】 町民総ぐるみの読書活動推進

1 家庭における読書活動の推進（施策1）

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、家族全員で読書に親しみ、読書の習慣化が図られるようにしていくことが大切です。

アンケート調査においても、幼少期の読書習慣が成人後の読書習慣に大きく影響することが明らかであり、「家読」の推進を積極的に図っていきます。

また、併せて「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及・推進に努めていきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
子どもが読書に親しむ 機会の充実	乳児の健康診査時におけるブックスタート事業で、絵本とふれあうきっかけをつくり、継続して図書館等におけるおはなし会等を通して、保護者に幼児期の読書の重要性を啓発し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。	図書館 健康福祉課
「家読」の普及・推進	町立図書館、保育園・幼稚園、小・中学校を中心に、関係機関が連携を図り、子どもに対し家庭における読書活動を奨励していきます。 また、保護者の理解を深めるための啓発活動を行い、「家読」の普及・推進に努めます。	図書館 こども教育課
「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及・推進	町立図書館、小・中学校、社会教育団体等の関係機関が連携を図り、家庭における読書活動の意義や楽しさについての学習機会を提供するとともに、関係資料を配布して「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及・推進に努めます。	生涯学習課 こども教育課 図書館

2 学校における読書活動の推進（施策2）

児童・生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

学校においては全校一斉の読書活動を更に充実させるとともに、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような読書環境づくりを推進し、家庭・地域・町立図書館と連携しながら、学齢期に応じた読書活動を推進していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
学校における子どもの読書習慣の形成	職員会議等を通じて読書指導の重要性や学校図書館の役割について共通理解を深めます。 また、「朝の読書」など全校一斉読書活動の時間を設け、学校全体での読書活動の推進に努めます。	町立小中学校
学校図書館の整備・充実	学校司書を中心に、学校図書館の「読書センター」と「学習情報センター」としての機能の充実を図るとともに、児童・生徒が図書館に親しみを持てるような館内の環境づくりに努めます。 また、児童・生徒の興味・関心に応じた図書資料の充実を図っていきます。	町立小中学校
学校司書の連携強化と資質の向上	学校司書の研修会を定期的を実施して、共通理解と資質の向上を図り、児童生徒の読書活動及び学習活動を支援します。	町立小中学校
町立図書館との連携協力	移動図書館や団体貸出を有効に活用するとともに、図書館見学や体験学習等を継続的に行い、子どもたちの読書活動推進に努めます。 また、学校司書と町立図書館との意見交換会を定期的を実施し、連携・協力を推進します。	町立小中学校 図書館

第3章 施策の展開

3 町立図書館における読書活動の推進（施策3）

町の読書活動や文化活動の拠点として、より多くの町民が図書館を利用できるよう、施設設備の整備や資料の充実を図るとともに、読書活動を推進するための情報発信やイベントを定期的実施するなど、町民にとって身近で魅力的な施設となるよう努めます。更に町民の自主的な学習活動を支援するとともに、各種講座や教室などを開催し、町民の生涯学習への意識や意欲を高めていきます。

また、図書館職員は利用者の様々なニーズに的確に対応できるよう、専門的な知識と技術の習得に努め、図書館サービスの向上を図っていきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
ブックスタート	「子育て支援事業」の一環として、町で生まれたすべての赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう温かいひとときを持たれることを願い、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントします。	図書館 健康福祉課
ブックプラス One!	読書への関心を高め、読書を通して豊かな心を育む環境づくりを目的として、町内の小学校に入学するすべての児童に本を1冊贈呈します。	図書館
移動図書館	移動図書館を各小学校に年10回、各保育園・幼稚園に年2回巡回し、本の貸出を行い読書活動の推進を図っていきます。	図書館
布絵本	布絵本製作ボランティアが毎月2回、作成に携わっています。令和2年3月現在、約100冊所蔵しており、貸出を行っています。「見て・触って・楽しめる」絵本であり、幼児やさまざまなハンディキャップをもった子どもも利用できる効果があるので、今後も充実を図っていきます。	図書館
文学講座等	文学作品等について、講師を招いて学ぶ講座を今後も計画的に開催していきます。 また、町民のニーズに応える講座等も検討し、読書活動を推進するとともに、生涯学習の充実を図っていきます。	図書館

事業名	事業内容等	担当課等
図書館まつり	「子供のイベント」、「大人のイベント」、「おいしいイベント」、「リサイクル市」等の各種イベントを実施して、より多くの人々の来館を促し、図書館への理解・関心を高め、より親しみやすい図書館、より開かれた図書館を目指していきます。	図書館
キラリと光る読書のまち野木コンクール	おはなしの絵・ゆめの絵、読書感想画、読書感想文、俳句等のコンクールを実施し、読書活動の推進と文化活動の活発化を図っていきます。	図書館
多読賞表彰	図書館の作成した読書ノート活用し、決められた冊数に達した方を表彰することにより、読書に対する興味関心を高め、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるようにしていきます。	図書館
親子読書講演会	子ども読書活動推進計画に基づき、子どもと保護者対象の講演会を通して、親子で楽しい時間を共有し絆を深めながら、本に親しみ、読書の好きな子どもを育て、豊かな心を育んでいきます。	図書館
おはなし会	図書館職員や読み聞かせボランティアによる読み聞かせなどを定期的で開催し、子どもたちに本の楽しさを伝え、読書への興味・関心を高めていきます。	図書館
おはなしイベント	「おはなしマラソン」や「わくわくおはなしカーニバル」など、子どもたちに「ものがたり」と出会う機会を提供し、その楽しさや感動を味わってもらうイベントを実施していきます。	図書館
ドキドキ図書館ツアー	保育園、幼稚園の年長児を対象に、館内施設案内や人形劇などを行い、図書館と本に対する興味を育んでいきます。	図書館
図書館シネマ	大人向けの映画会である「図書館シネマ」や子ども向けの映画会である「子ども映画会」を実施することにより、読書以外の文化活動を楽しんでいただき、より多くの方の来館を促していきます。	図書館
図書館コンサート	ボランティアの協力を得て、音楽会や朗読会等を実施し、より幅広い文化活動を提供するとともに、多様な図書館利用の仕方を広めていきます。	図書館
夏休み子ども図書館体験	町内在住の小学5～6年生の希望者を対象にカウンター業務や本の装丁等の実技体験をすることにより、図書館の業務を理解するとともに、図書館をより身近に感じ、読書に対する興味関心が高まるようにしていきます。	図書館

第3章 施策の展開

事業名	事業内容等	担当課等
団体貸出	町内の小中学校や学童保育室を始め、町内の読み聞かせボランティアなど団体登録をしている団体に、本を多数かつ長期間の貸出を行います。図書館資料の有効活用を図るとともに、児童生徒の読書活動を推進していきます。	図書館
宅配サービス	図書館への来館が困難な町内在住者のために宅配により貸出・返却を行い、図書館サービスの充実に努めていきます。	図書館
図書館支援ボランティアとの連携・協力	書架の整理や本の整理・美化、イベント、環境整備等の支援に携わるボランティアとの連携・協力を深め、協働による図書館事業を推進していきます。 また、ボランティアからの意見や提案を積極的に求め、図書館運営の活性化を図るとともに、町民の図書館運営への参画を推進していきます。	図書館
読み聞かせボランティア等との連携・協力	「読み聞かせボランティア」等との連携協力を深め、ボランティア活動をより充実させていきます。 また、「読み聞かせボランティア養成講座」、「布絵本製作体験講座」、「ブックスタート研修会」等ボランティアを育成するための講座を定期的実施し、ボランティアの資質向上を図っていきます。	図書館
小・中学校との連携・協力	移動図書館や団体貸出を継続して実施するとともに、図書館見学や体験学習を積極的に受け入れ、児童・生徒の読書活動推進に努めます。 また、学校司書との意見交換会を実施するとともに、学校司書の研修会に図書館職員が積極的に参加し、小・中学校との連携・協力を推進します。	図書館 こども教育課
保育園・幼稚園との連携・協力	保育園・幼稚園との連携・協力を深め、移動図書館や団体貸出を継続して実施するとともに、おはなし会や図書館見学などを計画的・継続的に実施することにより、子どもたちの読書活動を推進していきます。	図書館

事業名	事業内容等	担当課等
県内図書館や近隣図書館との連携・協力	栃木県内54カ所の公立図書館及び相互利用の協定を結んでいる図書館との情報交換や図書資料相互貸借等を積極的に進め、連携・協力を図っていきます。	図書館

4 地域における読書活動の推進（施策4）

町民が、いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、町民が集まる町の公共施設である公民館、文化会館、総合サポートセンター「ひまわり館」、健康センター「ゆーらんど」、交流センター「野木ホフマン館」、ボランティア支援センター「きらり館」、老人福祉センター「ホープ館」等における図書コーナーの充実を図るとともに、読書活動の意義や楽しさについての学習機会を提供し、地域における読書活動を積極的に推進していきます。

また、児童福祉施設である児童館・児童センター及び保育園・幼稚園等における図書コーナーの充実を図るとともに、ボランティアによるおはなし会等を実施し、幼児期・学童期における読書活動の充実を図っていきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
公民館等、公共施設における読書活動の推進	町図書館と連携しリサイクル本や町民からの寄贈本を積極的に受け入れ、図書コーナーの充実を図るとともに、読書活動の意義や楽しさについての啓発を図り、「家読」、「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及・推進に努めます。	生涯学習課 健康福祉課 生活環境課 図書館
保育園・幼稚園等における読書活動の推進	子どもたちが本に親しみが持てるよう、図書室や絵本コーナー等の充実を図るとともに、継続して読み聞かせや図書館見学等を行います。 また、保護者に対して家庭における読書活動の重要性を啓発し、子どもの読書活動を推進していきます。	図書館 こども教育課
学童保育室・児童館・児童センターにおける子ども読書活動の推進	町図書館と連携を図り、子どもに魅力のある図書資料を揃えるなど図書室や図書コーナーを充実させ、子どもにとって身近な読書活動の拠点になるよう努めます。 また、ボランティアによる読み聞かせ等を行い、読書活動を推進していきます。	こども教育課

【基本方針2】 町立図書館の適切な運営及び環境の整備

1 町民のニーズに応える管理運営体制の構築（施策5）

乳幼児から高齢者まで、町民すべての自己教育に資するとともに、町民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場であるという、公立図書館の基本的任務を自覚し、「野木町立図書館管理運営規則」に基づき、町民のニーズに応える管理運営体制を構築していきます。

また、情報化社会の進展により、町民のニーズの増大と多様化の中で、それに応える資料の充実や資料・情報提供の体制を整えるとともに、図書館職員は専門職としての資質・能力及びモラルの向上を図り、図書館サービスの充実に努めていきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
職員の資質向上	すべての職員が公立図書館の基本的任務を自覚し、積極的に図書館運営に参画し、一人ひとりの特長を生かした相互補完による図書館運営を推進していきます。 また、自ら研鑽を積み、専門職としての知識・技能・モラルの向上に努め、町民のニーズに応えるよう努力していきます。	図書館
レファレンス協同データベースへの参加	利用者の多様な調査・相談に応えるために、レファレンス協同データベース（※）に参加するとともに、図書館職員のレファレンスサービスのスキル向上を図り、利用者の調査研究活動の支援に努めていきます。	図書館
図書館ホームページの充実	図書館の利用案内や施設の案内など、基本的な情報に加えて、「図書館の使い方」と題して、本の分類の仕方等を紹介するページも設けています。 また、新着図書やイベント情報の提供、蔵書検索・貸出し予約の受付などを行い、サービス向上と図書館利用の促進を図っていきます。 今後、あらかじめ登録したキーワードに係る新着本をメールでお知らせする「新着図書お知らせメールサービス」機能も検討していきます。	図書館

※レファレンス協同データベース

レファレンス協同データベースは、公共図書館、大学図書館、専門図書館等におけるレファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロフィールに係るデータを蓄積し、データをインターネットを通じて提供することにより、図書館等におけるレファレンスサービス及び一般利用者の調査研究活動を支援することを目的とする事業です。

2 図書館施設・設備の整備（施策6）

町立図書館も築 32 年となり、建物や設備の老朽化に伴う不具合等がみられ、また、アンケート調査においても、「照明が暗く入りにくい」、「文字が読みにくい」といった意見がありました。

今後、照明の改善、エレベーターのリニューアル等、施設・設備の整備を計画的に進めていきます。また、多機能型の図書館の整備を検討していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
施設・設備の改修	照明のLED化やエレベーターのリニューアル等、施設・設備の改修を計画的に進め、利用者へのサービス向上に努めていきます。	図書館
書架や閲覧コーナー等の配置の工夫改善	書架や閲覧コーナーなどの配置を工夫し、より利用しやすい空間づくりを進めていきます。	図書館
館内のWeb環境の整備	館内における利用者の情報収集の手助けとなるよう、Wi-Fi 環境の整備を行います。	図書館
多機能型図書館の推進	新たなライフスタイルに対応できるような多機能型の図書館の整備について、検討委員会において調査・研究していきます。	図書館

第3章 施策の展開

3 図書館資料の充実（施策7）

アンケート調査によると、図書館に望むこととして、「読みたい本が豊富にある」が39.5%と最も高く、次いで「必要な本が探しやすい・すぐ手に入る」が33.5%、「調べたいことがわかる本がある」が31.4%となっています。また、ここ数年の貸出し状況の推移をみますと、CDやDVDの貸出しが年々増加しています。

インターネットやスマートフォン等の様々な電子メディアで大量の情報が瞬時に入手できるようになっても、地域における情報提供の拠点としての図書館の役割と重要性は決して薄れることはありません。

今後、利用者のニーズや世相に沿った資料の充実を図るとともに、ヤングアダルト向けの図書及び郷土資料、地方行政資料の充実等にも留意して、町民の利用に供していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
利用者のニーズや世相に沿った資料の整備充実	幅広い分野の図書を収集する他、利用者のニーズや世相に沿った資料や郷土資料の整備充実を図っていきます。 また、大活字本をはじめとした高齢者向けの資料を積極的に配備していきます。	図書館
視聴覚資料の充実	利用者のニーズに応えるため、CDやDVDの充実を図っていきます。 また、視覚障害や難読症等の方に対する文字情報の音声化も進めていきます。	図書館
ヤングアダルト（青少年）コーナーの充実	読書離れが進む青少年層に対し、ヤングアダルト図書を充実させるとともに、専用のコーナーを設置してPRするとともに、若者向けの装丁を施した文学作品なども揃え、青少年の読書活動を推進していきます。 また、大人の利用者に対しても、積極的にヤングアダルト図書を紹介し、利用促進を図っていきます。	図書館
電子図書導入の検討	電子図書の導入・活用を検討し、多様な読書機会の充実と町民が読書に親しめる環境の推進を図っていきます。	図書館
SDGs関連資料の充実	「SDGs」に関する資料の充実を図るとともに、啓発活動を推進していきます。	図書館

【基本方針3】 読書を通じた協働のまちづくり

1 町民の図書館運営への参画（施策8）

図書館の運営方針として掲げている、「町民に開かれた図書館」、「町民と共に歩む図書館」、「町民に親しまれる図書館」を目指し、読書を通じた協働のまちづくりを推進していくために、その運営に当たっては町民の意思が反映されなければなりません。町民の多様な意見や自由な発想を取り上げ尊重することは、町民の図書館運営への参画という面でも重要であり、読書を通じた協働のまちづくりに寄与するものと考えられます。

今後、図書館協議会の活性化及びボランティア活動の充実を図るとともに、町民の声を的確にとらえ、その要望・提案を活かすように努め、町民の図書館運営への参画を促進していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
町民意思の尊重	図書館は、町民の参加意義を正しく認識し、図書館協議会や図書館ボランティアの充実を図るとともに、日常活動における利用者との対話、利用者との懇談会や各種アンケートなどを通して町民の声を的確にとらえ、その要望・提案を活かす努力と工夫をしていきます。	図書館
図書館協議会の活性化	図書館協議会は、図書館から提示された議題を協議するだけでなく、より主体的・積極的に活動し、町民の要求・要望等を図書館運営に反映させるように努めます。 また、図書館は、図書館協議会に対して積極的に意見を求め、図書館運営の充実を図っていきます。	図書館

第3章 施策の展開

事業名	事業内容等	担当課等
ボランティア活動の充実	現在、おはなし会等を実施している多くの「読み聞かせボランティア」、図書館事業の支援を行っている「図書館支援ボランティア」、図書館事業の支援をはじめ、読書サロン等、独自のイベントを実施している「読書の町づくり応援団」等、多くのボランティア団体が熱心に活動しており、いずれの団体も読書を通じた協働のまちづくりに極めて貴重な存在であるといえます。 今後、各種ボランティアとの連携・協力を深め、ボランティア活動を更に充実・発展させていきます。また、より多くのボランティアを募るとともに、ボランティア向けの講座等を実施し、ボランティアの資質向上を図ります。	図書館

2 町民の自主的なサークル活動等への支援（施策9）

町民の自主的なサークル活動は、図書館における人との出会い、語り合い、学び合い交流が行われ、町民の地域文化創造への参画を通して、協働のまちづくりの推進に期するものとして捉え、町民の自主的なサークル活動等を積極的に支援していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
各種講座への支援	開催場所や文献選定・検索等の支援を推進していきます。	図書館
サークル活動への支援	作品等の展示の場としてギャラリー等を提供するとともに、効果的なPRを行い、活動を支援していきます。	図書館

3 郷土資料の充実等による郷土愛の醸成（施策 10）

令和2年3月に実施した町民アンケートによると、魅力ある本町の風景はどんなところかについて、成人では「河川（思川・渡良瀬遊水地等）」（42.5％）に次いで、「文化財（野木町煉瓦窯や社寺等）」（37.6％）、中学生では「ひまわり畑」（56.7％）に次いで、「文化財（野木町煉瓦窯や社寺等）」（38.0％）となっており、郷土の歴史や文化への関心の高さを窺うことができます。

郷土愛を育むためには、郷土を知ることが欠かせません。郷土に関心を持ち、郷土を深く理解して、郷土を愛することが出来ることこそ、「心ゆたかで、文化の薫り高いまち」の実現に必要なことです。

今後、図書館や郷土館等における郷土資料の充実を図るとともに、図書館や公民館、交流センター等において郷土の歴史や文化に関する講座や講演会等を充実させ、郷土愛を醸成していきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
郷土資料の充実	町図書館や町郷土館等における郷土資料の充実を図っていきます。	生涯学習課 図書館
郷土の歴史や文化に関する講座や講演会の実施	町内各種ボランティア団体との連携を図り、郷土の歴史や文化に関する講座や講演会等を実施していきます。	生涯学習課
歴史・文化財案内ボランティア養成講座の実施	郷土の歴史や文化財を案内するボランティアを養成する講座等を実施していきます。	生涯学習課

【基本方針4】 普及啓発、広報活動の推進

1 普及啓発、広報活動の推進（施策11）

町図書館、保育園・幼稚園、小中学校を始め関係機関が、互いに連携協力を図りながら、あらゆる機会を通して、「キラリと光る読書のまち野木宣言」の周知や「家読」の啓発等、読書活動推進に向けた社会機運が高まるよう、普及・啓発、広報活動の充実を図ります。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
読書に関する情報の収集及び提供	国、県、他の市町や学校、図書館等における読書活動に関する様々な情報を積極的に収集し、必要に応じ「図書館ホームページ」などの各種情報媒体を通して提供していきます。	図書館 こども教育課
読書の意義や重要性に関する啓発	町図書館、保育園・幼稚園、小中学校を始め関係機関が、互いに連携協力を図りながら、広報誌や行事等を通して、計画的・継続的に、読書の意義や重要性について啓発していきます。	図書館 こども教育課 生涯学習課
図書館利用の促進に関する広報活動の充実	「図書館だより」や「図書館ホームページ」等の工夫改善を図るとともに、施設見学、体験学習等の行事を充実させ、図書館利用の促進や読書活動の推進についての啓発に努めます。 また、SNSの活用も検討していきます。	図書館
「家読」、「朝読」、「灯読」、「雨読」、「楽読」の普及に関する啓発	町図書館、保育園・幼稚園、小中学校を始め関係機関が、互いに連携協力を図りながら、「家読」、「朝読」、「灯読」、「雨読」、「楽読」の重要性について啓発し、その促進に努めます。	図書館 こども教育課 生涯学習課

2 読書への関心を高める展示、講座、教室、講演会の実施（施策12）

アンケート調査によれば、学習活動を行った機会として、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座や教室」が最も多く、次いで「公民館の講座や教室」となっており、図書館の「講座や教室」の回答は少なくなっています。

図書館サービスの基本は、利用者の求める資料や情報を提供することではありますが、今後、資料提供の機能の展開として、読書活動推進に関する展示、講座、教室、講演会等を更に充実させていきます。

・主な実施事業

事業名	事業内容等	担当課等
読書への関心を高める企画展示の実施	現在、計画的に季節や世相に沿った本の企画展示を実施していますが、展示内容や展示方法等の工夫をし、読書への関心を高めていきます。	図書館
読書への関心を高める講座、教室、講演会等の実施	開館以来、実施している文学講座を継続して実施するとともに、新たに文芸講演会、文学散歩等、読書活動推進に関する事業の実施を検討していきます。	図書館



資料編

1 野木町読書活動推進計画策定委員会設置要綱

令和2年3月19日告示第36号

野木町読書活動推進計画策定委員会設置要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

（設置）

第1条 野木町民の読書活動の推進に関する条例（平成26年野木町条例第21号）の基本理念に基づき、町民の読書活動に関する施策の計画的な実施を目的とする野木町読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、野木町読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （1）読書活動推進計画の策定に関すること。
- （2）その他読書活動推進計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から読書活動推進計画の策定が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長には教育長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 委員会に野木町読書活動推進計画策定部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の運営については、町長が別に定めるものとする。

（報告）

第8条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の事項について、その結果を町長に報告するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局主管課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

副町長
教育長
図書館協議会会長
栃木県立図書館代表
校長会代表
区長会代表
町内幼稚園・保育園代表
ブックスタートボランティア代表
布絵本製作ボランティアひまわり系の会代表
P T A 連合会会長
社会教育委員長
商工会代表

2 野木町読書活動推進計画策定委員名簿

（敬称略）

No.	氏 名	役 職	備 考
1	真瀬 栄八	副町長	委 員 長
2	菊地 良夫	教育長	副委員長
3	松澤 孝三	図書館協議会会長	
4	前澤 慎也	栃木県立図書館代表	
5	大澤 治亮	校長会代表	
6	下坂 孝	区長会代表	
7	石木 祐子	町内幼稚園・保育園代表	
8	西巻 ちず子	ブックスタートボランティア代表	
9	海老沼 記子	布絵本製作ボランティアひまわり系の会代表	
10	工藤 仁	P T A 連合会会長	
11	針谷 良七	社会教育委員長	
12	小島 三利	商工会代表	

3 野木町民の読書活動の推進に関する条例

平成26年9月29日条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、町民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、野木町（以下「町」という。）の責務並びに家庭、町内の小学校、中学校（以下「学校」という。）、保育園、幼稚園（以下「保育園等」という。）及び地域における取組み等を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 読書活動が、言葉や知識を学び、感性を磨き、表現力、創造力等を育み、人生を充実させるうえで大切な役割を担うものと捉え、町、家庭、学校、保育園等、地域全体で読書環境を整え、町民一人ひとりが豊かな文化の恩恵を受け、すべての町民が生きる喜びにあふれるような、文化の薫り高い読書のまちを目指すものとする。

（町の責務）

第3条 町は、前条に定める基本理念により、町民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 町立図書館は、蔵書の充実、町民への情報提供、読書活動を通じた町民の交流の機会の提供等に取り組むものとする。

3 町は、町民の読書活動の推進に関する取組みのために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

（家庭の取組み）

第4条 家庭では、家族みんなで本に親しみ、感想を語り合うなど、読書の楽しさを共有し、家族の絆が深まるよう読書活動に取り組むものとする。

（学校、保育園等の取組み）

第5条 学校、保育園等では、読書活動を通じて、児童、生徒及び園児に読書の楽しさを伝え、読書習慣の形成に取り組むものとする。

（地域の取組み等）

第6条 地域では、学校、保育園等、町公民館、町立図書館その他の読書活動に関係する施設及びボランティア活動を行う団体と協働し、日常的な読書活動の推進に努めるものとする。

2 町内の民間団体及び事業者は、積極的に読書活動を推進するとともに、町が実施する読書活動の推進に関する施策又は家庭、学校若しくは地域における読書活動に関する取組み等に協力するよう努めるものとする。

（他の計画等との整合性の確保）

第7条 町が実施する読書活動の推進に関する施策又は地域、学校、保育園等における読書活動に関する取組み等については、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第13号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性を図るものとする。

（読書活動推進月間）

第8条 読書活動に関する町民の関心及び理解を深めるとともに、町民が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年11月を町民の読書活動推進月間とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。



野木町読書活動推進計画

発 行 令和3年3月

発行者 野木町

編 集 野木町立図書館

〒329-0111 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 234 番地 2

電 話 : 0280 (57) 2811

F A X : 0280 (57) 2812

<http://www.nogilib.jp>



図書館ホームページ



野木町読書活動推進計画